

大東市障害福祉計画(第6期)(案)に関するパブリックコメント結果

- 実施期間 令和2年12月25日(金)～令和3年1月15日(金)
- 閲覧場所 市役所1階市民情報コーナー、障害福祉課、子ども室、市ホームページ
- 実施結果 28件の意見(1名と2団体)

パブリックコメント意見等及び回答

内容	意見等(原文のまま)	回答
1 人材の確保について	P5からの「基本視点」は、大変重要なポイントを位置づけていただいていると思っております。とりわけ、P6の「基本視点6 障害福祉人材の確保」は重要だと思います。障害当事者(難病がある方含む)、就職氷河期世代、ひとり親家庭、生活困窮者、刑余者、外国人労働者、他職種・異職種から(福祉関係も含めて)仕事を探しておられる方をはじめ、「個性・人格・人権・人間性等を大切にす価値観」、「生き方」、「関係性」、「仕事のやりがい」、「仕事のおもしろみ」などが重要なポイントになり、採用・育成する法人・事業所、人を育てる各学校や人材養成機関、社会全体、地域全体のあり様、それぞれが大切になってくると思います。名実ともに「ダイバーシティ雇用」がテーマとなり、ぜひうちの市、町、地域に来てほしいとの「メッセージ」や目的意識をもった環境整備等が大切になってくると思います。この点は、官民一体となった盛り上げが必要だと思いますので、「基本視点6」を大切に実践していきたいと思っております。	障害福祉人材の確保は、障害のある人が安心して地域でサービスを受けられるために不可欠な要素の一つと認識しております。本市においても本計画の基本視点に沿って人材確保に向けた取り組みを進めてまいります。
2 文化芸術活動について	P6の「基本視点7 障害のある人の多様な社会参加への支援」も非常に重要な位置づけだと思います。「…、文化芸術の鑑賞、創造や発表等の多様な活動に参加する機会の確保、…」と位置づけられているように、障害当事者の創作活動の実践を通じて、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が制定・施行され、様々な活動と取り組みが広がっております。オンリーワンの「巨匠」の作品や文化芸術活動など、これからますます広がっていくことが大切だと思います。各事業所等を利用されている障害当事者の創作活動、文化芸術活動が一層広がっていくように、ご本人の活動のペースをふまえ、現在の「作品展」「アート展」等のあらゆる場の活動が一層豊富化され、大東市域、地域に密着した個性的な文化芸術活動が広がっていくことを願ってやみません。現場においても、「視点7」を大切に、一層創造的に取り組みを進めていきたいと思っております。	「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」に基づき、文化芸術の鑑賞、創造や発表等の多様な活動に参加する機会の確保など、文化芸術活動に関する施策・支援に関する取り組みを進めてまいります。
3 目標について	P33からの「第3章 事業計画」においては、視点・位置づけ、「第5期計画における目標と実績」、「第6期計画における目標(量)」をご提示いただき、本当にありがとうございます。この内容に連動し、法人・事業所の社会資源を活かして、大東市の皆様、関係各位の皆様と一層連携を深め、実践していきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。	本計画における各目標の達成をはじめ、障害のある人が身近な地域で必要なサービスを受けながら安心して暮らすことができるよう取り組みを進めてまいります。
4 制度の円滑な推進について	P100の「第4章 制度の円滑な推進」も重要な位置づけだと思います。P100の「(2)サービスの質の確保」については、P6の「基本視点6 障害福祉人材の確保」との関係においても、重要なポイントであり、当事者の尊厳・人権、コンプライアンスを基軸に、全体の認識や実践力を一層高めていくことが大切になってきます。	事業所における事業内容の公表は、各事業所のサービスの質の向上に寄与するものと認識しておりますが、人材の確保も含め、より一層のサービスの質の確保について本市においても取り組みを進めてまいります。
5 制度の円滑な推進について	P101の「2 計画の推進」の「(1)障害のある人への理解の促進と計画の広報・周知」の位置づけも非常に重要な位置づけだと思います。これは、あらゆる分野における「合理的配慮(合理的調整)」の具体化・実践、意思決定支援(意思疎通支援・意思形成支援)の具体化・実践【意思疎通支援をはじめとする様々な環境整備、PECS等をはじめとする研修・支援・実践など】の課題が、これからますます大切になってくると思っています。	合理的配慮、意思決定支援、意思疎通支援については障害種別ごとに多様な対応や支援が求められます。こうした支援に寄与するよう、障害のある人の理解や本計画についての啓発を推進してまいります。
6 障害者家族又は世帯について	大東市では家族と同居する障害者の割合が多いと思われそうですが、障害当事者の支援と合わせて家族の相談や支援を求めている案件が見受けられます。一方で家族に向けたサービスや援助機会が殆どなく、当事者サービスの余力で行っている現状であるため、家族向けのサービスを大東市独自で創出する事を期待します。	現在、各種サービスの利用時や手帳更新時の聞き取りなどの機会を通じて、家族にも支援が必要であると判断した場合には、各分野の関係機関へつなぐなどの取り組みを行っているところでございますが、今後につきましては、まずは家族向けサービスのニーズの把握に努めてまいります。
7 障害者家族又は世帯について	また2世代や3世代で暮らす家庭も散見しますが、1家族に対して高齢や障害者・児が複数名居られる場合も多く見られます。高齢者の支援者や障害児の支援者と障害者の支援者の連携などシステム化することが求められると思います。	いただいたご意見につきましては、大東市障害福祉計画(第6期)素案のP5「基本視点4 地域共生社会の実現に向けた取組」と通じるところがあり、今後は、さらなる地域による支え合い、公的支援の連動および包括的な支援体制システムの構築などを念頭に、市民のみならず事業所など関係機関のご意見を頂戴しながら具体的な取り組みを進めてまいります。
8 障害者家族又は世帯について	引きこもり家庭に障害者又は家族が困窮している案件が多く、計画相談支援の介入にも期待されていると自負がありますが、計画相談支援の介入にはサービス利用者に限定されるために限界があると思われまます。自立生活援助の周知やサービス利用期間の緩和も検討してください。	引きこもり家庭への支援については、No7でお答えした地域共生社会の実現に向けた取組と合わせて検討していきたいと考えております。なお、自立生活援助の利用期間については原則、国で示されている標準利用期間としています。標準利用期間を超えて、さらにサービスの利用が必要な際は、審査会の個別審査を経て必要性が認められた場合に原則1回に限り、最大1年間の更新が可能となっています。周知についても、他のサービスと同様に努めてまいります。
9 地域生活支援拠点について	自立生活援助のサービス利用見込みが身体1件、知的1件、精神1件の計3件が毎年の目標数値となっております。地域生活支援拠点等において親亡き後や重度障害者が地域で住み続けるため地域で見守りや必要に応じた介入ができるサービスとして自立生活援助も挙げられると思っておりますが見込み数は少ないと思われまますので、一人暮らしを支える必要とされている方の実態把握と現実的なサービス支給をお願いしたいと思っております。	自立生活援助についてはサービスが創設された平成30年度、令和元年度、令和2年度の3か年において実績がない状況です。本市では、サービスの見込量を算出する際には過去の実績等を踏まえ設定しておりますので、自立生活援助については素案でお示している見込量としております。サービスの支給に関しましては、見込量以上に支給しないということはなく、今までと同様に利用希望があった際に個別に状況・要件等を確認し適切に対応してまいります。なお、第6期障害福祉計画でお示する目標数値の進捗状況については、大東市障害者総合支援協議会で議論し、協議会の委員様からいただいたご意見を参考に施策に反映いたします。

10	地域生活支援拠点について	地域移行の課題に対応したサービス提供体制の充実が第6期でも謳われていますが、4人、5人、8人と3年間で右肩上がりであるものの、一桁とまだ少ないようです。自立生活援助も含めてサービス利用見込み少ないと、現実的に障害者の一人暮らしや地域で支える体制を創出しているようには見えづらいです。	地域移行支援の利用実績については平成30年度に3名、令和元年度に1名、令和2年度(4月～6月実績)に0名で推移しております。本市では、サービスの見込量を算出する際には過去の実績等を踏まえ設定しておりますので、地域移行支援については素案でお示している見込量としております。 サービスの支給に関しましては、見込量以上に支給しないということはなく、今までと同様に利用希望があった際に個別に状況・要件等を確認し適切に対応してまいります。 なお、第6期障害福祉計画でお示する目標数値の進捗状況については、大東市障害者総合支援協議会で議論し、協議会の委員様からいただいたご意見を参考に施策に反映いたします。
11	地域生活支援拠点について	面的整備が進んでいると思われるので、大東市が住みやすい街になりつつあるとの感想を持っております。一人暮らしや地域移行の対象者が増えるのではないのでしょうか。	事業所など関係機関にご協力いただいている大東市地域移行・定着ネットワーク会議等の取り組みや各関係機関との連携を通じて実情の把握等に努めます。
12	地域生活支援拠点について	緊急時対応、相談支援の充実などは進んでいますが、人材育成や人材発掘は進んでいるのでしょうか。大東市や総合支援協議会の事業として人材育成・発掘が見えづらいところですので、事業所で取り組んでいる人材育成や発掘などを参考にした取り組みや数値目標を設定してください。	人材育成や人材発掘に関しても重点目標の一つであります。市としては、相談支援に限らず、他の障害福祉サービスや高齢分野におきましても、人材育成や人材発掘は重要であり、かつ喫緊の課題の一つであると認識しております。今後におきましては、大東市障害者総合支援協議会のワーキングでの議論や事業所向けアンケートなどの方法により現状を把握したうえで取り組みを模索するとともに、その上で数値目標の設定については検討してまいります。
13	就労支援について	精神障害者の就労ニーズは高いが、事務系やクリエイティブ系の就労支援や訓練を行う事業所がないため就労支援の充実を図っていただきたい。就労移行支援や就労継続A、Bの就労内容についての目標があるとより発展的であると思います。	最近では少しずつではありますが、事務系やクリエイティブ系など多様なサービスを提供する就労関係事業所が増えていると認識しています。また、就労関係事業所の支援にかかる目標設定等のニーズを踏まえ、今後の取り組みの参考とさせていただきます。
14	通学支援について	障害児の通学支援として、支援学校の送迎バスまでの移動にかか支援がないため、障害を持つ親が困っている案件があります。保育園までの送迎は育児支援として認められていた案件で、就学児には支援がないためスムーズに通学へ移行できませんでしたので、通学支援について検討してください。	通学支援につきましては、直接市民の方からお問い合わせいただくことも多く、その重要性は認識しております。現在のところ、利用者家族の急病などの緊急時においては、移動支援で対応しているところですが、常時の対応については、今後、通学に関することでもありますので市教育委員会等と連携し検討を進めてまいります。
15	社会参加・当事者支援について	ピアサポートに関する相談技術の研修を行って欲しい。	障害や疾患に伴う苦悩・葛藤等の経験を持ち、共有できるピアサポーターの存在は、障害のある方の精神的な支えとなる重要な役割であると認識しております。まずはニーズの把握等に努めてまいります。
16	社会参加・当事者支援について	働き続けている障害者に市長から表彰してほしい	他自治体の実施状況や必要性を踏まえながら、ご意見として参考にさせていただきます。
17	社会参加・当事者支援について	障害者啓発イベントに多くの市民の方に参加して欲しい	本市が実施する啓発イベントにおいて、多くの市民が参加していただける内容と周知・啓発方法を工夫して企画していきます。
18	社会参加・当事者支援について	送迎が増えると良い(外出支援に車が使えれば社会参加になる)	いただいたご意見だけでは詳細がわかりませんが、移動支援事業の利用に関してのご意見と推測して回答させていただきます。仮にヘルパーが車を運転し移動を行う場合には、車中においてヘルパーが同乗する障害者に対し支援ができなくなるということになります。したがって本市においてはヘルパーが車を運転し移動支援を行うことは認めておりません。ご理解いただきますようお願いいたします。
19	社会参加・当事者支援について	以前のように市からマイクロバスの貸し出しを行って欲しい	マイクロバスの性質から、現在は障害者団体の研修目的のみマイクロバスの貸し出しを行っております。
20	社会参加・当事者支援について	運動不足になりがちなので障害があっても気軽に運動できる場所(ジムなど)があると良い。他市では障害者用のジムがあるらしいです。	他自治体の状況等を踏まえながら、ご意見として参考にさせていただきます。
21	福祉サービスについて	精神障害者の一人暮らしの方のショートステイを認めて欲しい	短期入所(ショートステイ)の利用につきましては障害者総合支援法において、「居宅において介護を行う者の疾病その他の理由により、施設への短期間の入所を必要とする障害者等につき、短期間の入所をさせ、入浴、排せつ、食事の介護その他の必要な支援を行う」と規定されていることから、一人暮らしをされている障害者の方の短期入所の利用にかかる支給決定については困難です。 ただし、特別の事情がある場合には計画相談事業所または本市へご相談いただければと考えております。
22	福祉サービスについて	グループホームのユニットバスが狭く入浴がしづらい環境にある。既存の事業所への改築費の助成を出してほしい。	現時点では、既存のグループホーム等に対する改修費等の助成は対象となっておりますが、ご意見として承ります。
23	福祉サービスについて	足が悪く施設にエレベーターが欲しい。施設のバリアフリー化に対する助成が欲しい。	障害福祉サービス事業所における助成については、本市では対象となる助成制度はございませんが、内容によっては社会福祉施設等施設整備費国庫補助金などの補助金制度を活用できますので、ご検討ください。
24	福祉サービスについて	就労定着支援事業にもっとお金をつけてほしい	就労定着支援の報酬については障害者総合支援法に基づく報酬告示において定められており、市独自でサービスごとの報酬単価を改定することはできません。ご理解のほどお願いいたします。
25	福祉サービスについて	大東市に住んでいるが受給者証は他市になり、手続きが複雑になる事が多い。現住所でも受給者証を大東市にしてもらえないのか。	いただいたご意見だけでは詳細がわかりませんが、共同生活援助を想定し参考までに回答させていただきます。 障害者総合支援法では居住地特例が規定されています。この居住地特例の趣旨は施設等の所在地の市町村の負担が過大とならないようにするための取り扱いであり、入居等する前の居住地市町村が引き続き実施主体となります。すなわち、受給者証を発行するのは入居等する前の居住地市町村ということになります。ご理解のほどお願いいたします。
26	文書について	市から来る文書が難しくわかりにくく、もっとわかりやすくしてほしい。国が出している障害者基本計画「わかりやすい版」の様な読みやすいものがあればよい。	様々な障害のある人に配慮した、わかりやすい文書の作成について必要性を感じております。市各課等における配慮の意識付けを含め、先事例の研究等に努めてまいります。
27	施設について	手足が震える障害があり町の中で階段の上り下りをするのが怖い。もっとバリアフリーが進むと良い	障害者差別解消法に基づく合理的配慮の提供について、引き続き啓発を行っていくとともに、国や大阪府、他の自治体の動向を踏まえてバリアフリーに対する施策についても担当課と連携してまいります。
28	理解促進について	精神障害があっても、手足が震えたりして歩行困難になったり、コップで飲み物を飲めない・箸が持ちにくいといった身体的な障害も多くある事を、みんなにもっと知ってほしい。	ご意見をいただいたように障害種別だけで一概には障害のある人の理解は深まらず、一人ひとりに多様な対応や支援が求められます。障害のある人の理解についての啓発等の取り組みを進めてまいります。